

社会福祉法人名張市社会福祉協議会 名張市災害ボランティアセンター  
設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における災害救援ボランティア活動に関する各種の情報を収集・管理し、ボランティア活動を円滑に実施する体制を構築するとともに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の防止及び被害の軽減を図り、円滑な復旧を図るための組織を設置することを目的とする。

(設置)

第2条 この組織は、名張市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）と称し、社会福祉法人名張市社会福祉協議会内に設置する。

(事業)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 名張市災害対策本部から要請された活動
- (2) 災害ボランティア活動についての調査・研究及び研修・訓練の実施
- (3) 関係機関・団体とのネットワーク体制の構築
- (4) 災害ボランティア事前登録者の確保と育成
- (5) 災害ボランティア活動についての広報・啓発及び情報提供
- (6) センター運営にかかる資機材の整備
- (7) その他、センター運営に必要な活動

(組織及び運営)

第4条 センターには、センター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、事務局長をもって充て、センターを総括する。

3 副センター長は、地域福祉課長をもって充て、センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代理する。

4 センターの運営は、個人及び機関並びに団体で構成する名張市災害ボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）によって行うものとする。

5 委員会については、別に定める。

(事務)

第5条 センターの事務は、地域福祉課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。